

令和5年度飯豊町中小企業振興事業費補助金について

1. 飯豊町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業費補助金の目的

飯豊町内の企業が、経済において果たす役割は大きく、また、雇用の場として勤務する多くの人の暮らしを支えています。中小企業支援が町の活性化と豊かな町民生活の確保につながることから、『飯豊町中小企業振興事業費補助金』を予算の範囲内で実施いたします。

2. 『中小企業振興事業費補助金』交付対象者の範囲

中小企業振興事業費補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす方となります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事業所を有し本社を置く企業（町内に本社を有することが確実な企業、住所を有する個人及び住所を有することが確実な個人を含む。）。ただし、企業に勤務する全従業員のうち町内の事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上を生産、出荷又は販売する企業は町内に本社を置く企業とみなす。
- (2) 国税及び地方税、その他の公的な納付金に滞納がないもの。

(参考) 中小企業基本法に定める、中小企業者は会社及び個人であって、「中小企業者の範囲」は、次のように定められています。小規模企業者は中小企業者に含みます。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす事業所）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人。学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社を除く。）、組合（農協、生協等）は、中小企業基本法上の中小企業者には該当しません。

※2) 中小企業振興事業費補助金は、商工業者に対する補助を主としています。個人農家や会社法の会社又は有限会社である農業法人は、中小企業基本法上の中小企業者に該当しますが、農林業関係事業は一定程度の補助制度が整備されているため原則交付対象者としていません。

3. 中小企業振興事業費補助金の事業内容

『中小企業振興事業費補助金』の事業内容は次のとおりです。補助金の額は予算の範囲内となります。また、補助金の額は、千円未満切り捨てです。

注1) 補助金交付に際しては、飯豊町中小企業振興事業費補助金審査委員会の審査により可否を決定します。

注2) 審査委員会の際に、補助金の申請者に出席いただき、申請内容についてご説明をお願いします。第1回審査会は令和5年6月19日(月)を予定しております。申請された方には別途通知いたしますが、日程の確保をお願い申し上げます。

注3) 補助金の交付及び不交付を決定した場合は、通知書により申請者に通知します。

補助事業	補助事業の内容	補助要件	補助対象経費	補助率等
(1) 人材確保支援事業	事業者が行う人材確保に係る事業経費を補助するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に係る事業については、町内事業所への採用及び配属を目的としていること ・町内移住者は正社員として雇用する者に限る 	就職・転職サイト掲載費、合同企業説明会等への参加費、ホームページやパンフレット等の作成費、移住者に対する入社支度金の支給、労働生産性向上に向けた専門家派遣に要する費用	補助対象経費の1/2以内の額。上限100万円
(2) 創業支援事業	飯豊町内で創業や産業分類が異なる新しい業種(日本標準産業分類の中分類以上。ただし、建設業の場合は大分類以上)を開始する事業経費を補助するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・創業する者は次の要件を満たすこと 1. 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始する者又は新たに飯豊町内に会社を設立し事業を開始するものであること 2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること 	創業や新しい業種で事業を開始するために必要な経費(資本金、土地取得費及び消耗品費を除く)	企業は、補助対象経費の3/10以内の額。上限500万円 個人は、補助対象経費の1/2以内の額。上限100万円
	屋台村いいでらを活用して飲食店舗の開業を目指すための事業経費を補助するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・創業する者は次の要件を満たすこと 1. 飯豊町内に店舗を構え、飲食業を営んでいる(営んでいた)実績を有する事業者であり、 	事業を開始するために必要な経費(資本金、土地取得費及び消耗品費を除く)	企業は、補助対象経費の3/10以内の額。上限500万円 個人は、補

		<p>屋台村いいでらで3年以上営業を行う意思を有する者であること</p> <p>2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること</p>		<p>助対象経費の1/2以内の額。上限100万円</p>
<p>(3) 商業活性化支援事業</p>	<p>既存企業等が事業機能の強化・向上(経営改善、売上増加、顧客の利便性向上等)を目的に行う事業経費を補助するもの。</p> <p>ただし、申請は補助対象経費①～③のうち1つまでとすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること ・ 店舗改修等のハード事業を行う場合は、町内事業者と工事請負契約を締結すること。 ・ 機械器具や備品等は、町内事業者から購入すること。(調達が不可能なものは除く。) ・ 広告宣伝物に係る印刷物は、町内事業者に発注すること ・ 補助対象経費①について、機能強化の効果や導入に伴う数値目標を示すこと ・ 補助対象経費③について、商品提供期間を一定期間設けること ・ 補助対象経費③について、新商品の完成に至らなかった場合は、成果と課題を明確にし、商品化に向けた道筋を示すこと 	<p>①一般機能強化費 店舗等改修費、機械器具及び備品等の購入費、広告宣伝費、その他事業機能強化に資すると認められるもの</p>	<p>補助対象経費の1/2以内の額。上限30万円</p> <p>ただし、②においてP C及びタブレットの購入経費への補助は、補助率1/2で1台当たり3万円を上限とし、複数台購入の場合でも合計で10万円を上限とする</p>
			<p>②デジタル化推進費 キャッシュレス決済の導入経費、EC販売システム導入経費、デジタルオーダーシステム導入経費、その他デジタル化に資する経費。 (システム等導入に伴うP C・タブレット等の購入経費は対象とするが、P C・タブレット等ハード機器のみの購入の場合は対象外)</p>	
			<p>③新商品開発費 新商品開発に係る経費(専門家相談経費、試作品作成に係る設備使用料、プロモーション経費等)</p>	

4. 中小企業振興事業費補助金の申請方法

(1) 補助金交付申請

補助事業者には、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して申請いただきます。

- ① 補助事業計画書（様式第2号）
- ② 国税及び地方税の納税証明書（未納税額のない証明用）
- ③ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類
- ④ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑤ 経営計画書
- ⑥ 補助事業の概要を示す図面、仕様書、見積書及び参考図書等
- ⑦ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し
- ⑧ その他町長が必要と認める書類（申請書類チェックシートなど）

申請前に、必要な書類や書類作成上の留意点を記載したチェックシートにてご確認ください。
また、申請書類の大きさは、A4（日本工業規格）にて提出してください。

（2）補助金交付申請書の提出先

飯豊町役場商工観光課産業連携室

住所：〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

TEL：0238-87-0569 FAX：0238-72-3827

E-mail：i-sangyo@town.iide.yamagata.jp

（3）補助金交付申請期限

令和5年6月8日（木）※郵送の場合、必着のこと

5. 補助金の支払いについて

（1）補助金の支払い

補助金は、補助事業の事業実績報告書が提出され、書類確認（必要に応じて現地確認）を行い、補助金の額が確定された後において交付されることとなります。

（2）補助金の概算払い

町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払いをすることができます。概算払いすることができる額は、状況報告のあった事業の実施状況に応じた額であって、交付決定した額の2分の1の範囲内です。

6. その他

（1）補助事業の変更承認申請

補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、変更承認申請をしなければなりません。

（2）補助金の交付決定の取消、補助金の返還等

補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助を行うことが不適当と認められたときは、補助金の交付決定の内容の一部又は全部が取り消されたり、すでに交付された補助金の全部または一部を返還しなければならない場合があります。

例：町外への転出、廃業、整備設備の耐用年数満了前の処分など

（3）補助事業の承継

補助事業者に合併、譲渡その他の変更事由が生じた場合で、町内において工場、機械及び設備等が引き続き補助事業の用に供されている場合は、当該承継者が補助金に関する一切のことについて承継するものとし、当該承継者は、承継の事実を町長に報告しなければなりません。

（4）補助事業の早期完了

補助事業の実績報告の期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和6年3月15日のいずれか早い日となります。期限までに事業が完了しない場合は、補助金の交付がで

きませんので、早期完了を心掛けていただきますようご注意ください。

7. 問合せ先

飯豊町役場 商工観光課 産業連携室

TEL : 0238-87-0569

FAX : 0238-72-3827

E-mail : i-sangyo@town.iide.yamagata.jp